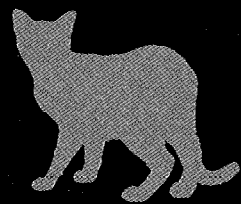




「とらばさみ」と「くくりわな」

規制強化が実現!



わな規制報告

ALIVEでは長年、動物を無差別殺傷する危険で残酷なわな、「とらばさみ」「くくりわな」の全面禁止を求めて活動してきましたが、2006年6月に鳥獣保護法が改正され、「とらばさみ」と「くくりわな」についての厳しい規制強化が実現しました。

この法改正に至るまでに、全国の皆様から署名活動等、多大なご支援を頂きましたことに、厚く感謝と御礼を申し上げます。

2007年4月16日、改正鳥獣保護法施行

【とらばさみ】

- 狩猟では全面禁止
- 有害捕獲では、衝撃緩衝装置を装着したもの(ソフトキャッチ)に限定

【くくりわな】

- 輪の直径が12センチ以下で、締め付け防止装置が付いているもの等に限定

【すべてのわなに標識の義務づけ】

- 狩猟用のわな: 猟具ごとに、それぞれ住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、登録番号を記載した金属製又はプラスチック製の標識。文字の大きさは1文字の縦横1センチ以上。
- 有害捕獲のわな: 上記に加えて、捕獲対象動物、捕獲目的、捕獲許可の有効期間等を明示する。

なおも監視が必要

法律が改正されても、それが周知徹底されるまでには時間がかかります。今後は、違法なわなが販売されていないか、あるいは違法に使用されていないかを監視し、チェックしていかなければなりません。

私たちにできること

● 「とらばさみ」の販売をみかけたら…

ホームセンターなどで販売されてきた形のとらばさみの使用は、違法になります。使用できない製品を売るのは違法行為の手助けになることを伝え、販売しないように要望しましょう。

● 違法な「とらばさみ」を見つけたら…

違法な「とらばさみ」を見つけたら、すぐに警察と都道府県の鳥獣保護担当、地元の鳥獣保護員に通報し、撤去してもらいましょう。

